

対 馬 達 雄

学位の種類 教育学博士
学位記番号 教 第 30 号
学位授与年月日 昭和 5 9 年 3 月 2 1 日
学位授与の要件 学位規則第 5 条第 2 項該当

学位論文題目 3月以降プロイセン＝ドイツにおける初等学校問題と
ディースターヴェーク構想

論文審査委員 (主査)
教授 前 原 寿 教授 岩 下 新太郎
教授 松 井 一 麿

論 文 内 容 の 要 旨

◎ 本論文の意図

本論文は、3月革命以降のプロイセンにおける初等学校政策の展開過程を、アードルフ・ディースターヴェーク（1790～1866）の対応の局面から追求し、その政策に対抗する彼の改革の構想を実態に即して明らかにしようとするものである。したがってここでは、ディースターヴェークの活動の舞台であったプロイセンの議会の動向を主要な検討場面として、初等学校の問題にかかわるプロイセン固有の政策過程の態様とその特質をも同時に問わんとするものである。

◎ 本論文の構成

序 章 研究の課題と方法

第 1 節 先行研究と目的

第 2 節 考察の方法と構成、資料

第 1 章 3月以後50年代における初等学校政策の推進とディースターヴェーク教育構想
との対立

第 1 節 3月革命の挫折とプロイセン名望家政治体制の創出

〔1〕 3級選挙制と50年憲法

〔2〕 ディースターヴェークの50年憲法体制批判と「内国伝道」との対立

第2節 議会における党派形成とブルジョアジーの教育的思惟 — 1853年の工場法
制定をめぐって

〔1〕 50年代における議会と党派

〔2〕 1853年法の制定とディースターヴェークの立場

A) 1853年法制定の促進要因

B) 1853年法案の審議とその論理

<補説> 1839年規程の制定とブルジョアジー対応 — 1853年法の成立前史

〔1〕 工場児童への政府の関心と規制の動向

〔2〕 保護立法化へのブルジョアジーの対応

第3節 プロイセン3規程とディースターヴェーク教育論

〔1〕 3規程の制定と議会内外の対応状況

〔2〕 「3規程教育学」への対抗としての「ドイツ的教育学」

<補論> 1853年工場法と3規程 — 初等学校の学習内容の制限をめぐって

第2章 「新時代」の議会における初等学校論議とディースターヴェークの対応

第1節 「新時代」のディースターヴェーク・自由派・衆議院

〔1〕 摂政ヴィルヘルムの「統治綱領」とディースターヴェークの「立候補演説」

〔2〕 ディースターヴェークの自由派所属と議会構成

第2節 初等学校教育改善の請願と審議

〔1〕 3規程関係請願の提出と審議状況

〔2〕 教育法制定と中等学校改善の請願

第3節 初等教師の待遇改善・学校運営参加の請願と審議

〔1〕 待遇改善の請願とゲマインデの学校負担原則

〔2〕 学校運営参加の請願

第4節 宗派混合学校問題とディースターヴェークの対応

〔1〕 宗派分離対策とゲマインデの抵抗

〔2〕 宗派混合学校の設立維持に関する請願と審議

A) 西プロイセン州アルト・モッカー村の請願 — 紛争事例(1)

B) 西プロイセン州フラトウ郡ツァクルツェヴォ村の請願 — 紛争事例(2)

C) ポーゼン市参事会・市会の宗派混合実科学校設立の請願 — 紛争事例(3)

〔3〕 ディースターヴェークのゲマインデ自治の擁護

第3章 60年代における初等学校管理体制の再編政策とディースターヴェークの改革構 想

第1節 ドイツ進歩党の結成とディースターヴェークの参画

- 〔1〕ドイツ進歩党の結成綱領と衆議院の党派構成
- 〔2〕ドイツ進歩党内におけるディースターヴェークの位置・役割と選挙権問題

第2節 学校行政分権化の模索 ―学校共同体制度の廃棄

- 〔1〕3月以後の初等学校の管理運営の態様と問題点
 - A) 学校負担と地方団体
 - B) 学校共同体・学校理事会
- 〔2〕ベートマン＝ホルヴェーク教育法案
 - A) 地方制度再編政策との連携
 - B) 法案の内容と性格

第3節 ドイツ進歩党の改革案とディースターヴェークの指導的役割

- 〔1〕諸請願にみられる改革要求
- 〔2〕衆議院文教委員会の「1862・1863年報告」
- 〔3〕衆議院本会議の審議状況とディースターヴェークの主張

第4節 「自由な国の自由な学校」構想とその周辺 ―学校共同体の再生と解体

- 〔1〕論稿『自由な国の自由な学校』（1865年）の構想 ―学校自治団体としての学校共同体
 - A) 学校共同体論構築の意図とデルプフェルト構想批判
 - B) シュルツェ＝デーリッチュ思想の援用と学校共同体の理念的再生
- 〔2〕グナイストにおける学校共同体の否定と公権的自治論

終章 3月以後プロイセン名望家政治体制における初等学校対策とディースターヴェーク改革構想の意義と役割

<付録> プロイセン議会におけるディースターヴェークの活動年表

<資料・文献>

◎ 本論文の内容

まず序章では、第2次大戦後、東西ドイツを中心に本格化したディースターヴェーク研究について、広く先行研究が紹介され、本論の研究課題と方法が明示される。

これまでの諸研究のうち、東ドイツでは主としてギュンター、K.H. やシュナイダー、G. による政治的色彩の濃厚なディースターヴェーク像が強調され、西ドイツでは、プロート、H.G. を主軸として、思想史的な側面から、ベスタロッター思想の継承、民衆学校、教師教

育、教授論、宗教教育論などの研究がその主流をなしている。著者はこれらの研究成果を踏まえ、さらにわが国におけるディースターヴェーク研究、ドイツ政治・社会思想史、ドイツ社会・教育政策論などのあまたの論著を渉猟して、これらの研究のいわば空白部分ともいうべき3月革命以降の初等学校をめぐる諸問題に考察の視点を集中する。

考察の方法として、プロイセン政府の教育政策の展開過程と、これに抵抗するディースターヴェークの活動とが3つの段階に区分される。これを政策面からみれば、第1は3月革命挫折以降のいわゆる「反動期」における3規程体制の発足（1854年）と、それに伴う教育内容の国家的画一化の段階であり、第2は「新時代」（1858～62年）におけるそうした施策の確認ならびに維持・継承の段階であり、そして第3は、「新時代」の末期を含む60年代の地方制度改編に連動した初等教育体制の管理機構の設定、いわばプロイセン公教育の組織体制再編の段階である。ディースターヴェークの活動もそれに対応して3つの段階に分けられる。すなわち、①3規程の制定を決定的な契機として、当局の学校政策に対する敵対関係が現われる段階と、②3規程体制の排除を含む初等学校の改革の要求をもって議会活動を推進した段階と、そして③ゲマインデの父母・住民の権利擁護を教育管理体制面の改造と結びつけ、強権排除に関する彼固有の改革構想を提唱した段階とがそれである。著者はこれらの段階におけるそれぞれの局面を発展史的に捉え、丹念に集めた多くの資料を駆使して、それらを次の3章にわたって論述する。

第1章では、プロイセン政府のあらゆる施策の主体として登場する名望家（貴族・地主・ブルジョア階級からなる有産階層）の支配体制の創出に対するディースターヴェークの批判的な対応、ならびにこの体制のもとで推進される学校施策と彼の教育主張との乖離の状況が検討される。

著者はまず、「反動期」における旧自由派、とくにその主流をなす有産階層の教育志向の特色を把握するために、3規程問題の検討にさきだって、一連の施策、たとえば差別的な3級選挙制、50年憲法、支配層と結びついた「国内伝道」、さらには児童保護法の制定過程などを追求し、ディースターヴェークの批判的対応を明示する。

次に、初級学校をめぐる政策過程に対してとりわけ彼の反発と抵抗を強めたのは、3規程体制の発足であった。もとよりこの3規程は、福音派ゼミナールや初等学校の組織・教授に関する国家的画一化を意図しており、プロイセン政府の「反動期」を象徴する教育政策の基調であった。著者によれば、この3規程に対抗して構想されたのが、ディースターヴェークの「ドイツ的教育学」である。これは、初等学校の教育活動を集権的な官僚統制から解放し、「人間の自由な発達の保障」・「学校の自由の実現」を骨子とするものである。ディースターヴェークのこうした改革構想は、次の「新時代」に始まる彼の議会活動

をとおして、プロイセン名望家による政治体制の教育支配を否定する彼の活動の拠りどころとして把握される。

第2章では、ヴィルヘルムの摂政就任（1858年）をもって始まる「新時代」への期待感のゆえに、自由派はいまでは議会の多数派を占め、ディースターヴェークもこの党派に所属するが、著者は3規程問題、教育法制定、初等学校教師の待遇改善ならびに学校運営への参加などの諸請願に関する審議の分析をとおして、自由派の閉鎖的・階級的な利権追求の姿勢を抽出する。その際とりわけ注目されているのは、初等学校の教師の待遇改善問題に対する議会の無関心あるいは消極的な対応であり、また、学校管理機関から教師を排除しようとして、教師の学校運営への参加の請願をすべて不採用として葬り去る議会それ自体の名望家的な性格である。多くの請願に対するこうした議会の対応の対極として、初等学校教師の生活の窮状の是正、学校の管理機関に対する教師の発言権の保障、教師任用に関するゲマインデの優先権の確保、聖職者による学校監督の排除などを求めるディースターヴェークの姿勢が明示される。請願をめぐるこうした対応のなかで、彼の活動は自由派の支配的な教育施策になじまず、議会での孤立化を余儀なくされていった。

しかもこうした彼の活動の孤立化は、初等教育機関の担い手であるゲマインデ住民の、とりわけそこに子弟を送る父母たちの主張が、議会ではほとんど顧慮されていなかったことにも帰因する。だからこそ政府の強権的な施策が初等学校の領域に集中して完遂されることにもなるのである。その典型として著者は、宗派分離政策の強行、すなわち宗派混合学校の廃止の問題をとりあげ、これに対するゲマインデ住民の切実な抗議と、これを支援するディースターヴェークの対応の局面とを明らかにする。

その際、宗派主義の徹底と集権的な学校支配をめざす政府の施策に反発して、宗派混合学校の設立・維持を主張する多くの請願のうち、著者は西プロイセンの「アルト・モッカー村の請願」・「ツァクルツェヴォ村の請願」ならびに「ポーゼン市参事会・市会の宗派混合実科学校設立の請願」の事例をあげて詳述するが、ここではとくに「アルト・モッカー村の請願」に限って、ディースターヴェークにおける支持の論拠をあげれば、それは次の諸点にしぼられる。すなわち、宗派混合学校の設立・維持は、①ゲマインデの財政負担が少なくてすみ、②助教師任用による多級学校が可能となるため、宗派別の単級学校よりも学習効果が大きく、③宗派間の親睦が助長され、「国民的な統一」に寄与し、しかも④住民による「自治」の原則にかなっている。この請願は文教委員会でディースターヴェークを含む自由派の過半数の支援を得て本会議（1861年）に上程され、ここでも過半数の賛成をもって可決される。しかしこの本会議での決定は政府によってあえなく拒否され、宗派別の学校の新設が強行されていった。

ところで政府のこうした強権的な施策に対するディースターヴェークの一連の対抗的措置の敗北の原因は、著者によれば、当局の政策を阻む条件の検討を欠いたままで行なわれた点にある。言い換えれば「自治体」を自治体たらしめる組織的な基盤の欠落した状況のもとで対抗措置が強調され、結局、政府の意志が貫徹されたのである。したがって自己の課題を具体化するためには、ディースターヴェークはあらためてゲマインデの自治機能の改編に向かわざるを得なかった。これに関連する彼の改革構想は、次章で見られるように彼が自由派から決別し、ドイツ進歩党に参画することによって一段と進捗するのである。

第3章では、1860年代におけるドイツ進歩党による議会主導という新しい状況のもとで、政府の推進する初等学校の管理体制の再編政策の動向と、学校自治団体としての学校共同体の理論をもってそれに対抗するディースターヴェークの改革構想とが検討される。

1861年にドイツ進歩党が結成され、その結成綱領に賛同したディースターヴェークは自由派を離脱し、進歩党に所属して、次第にこの党の代表的な教育政策論者のひとりとして活動するが、進歩党内における彼の役割は、党のみならず議会の多数派が依然として名望家の枠内にとどまっているため、彼の主張もおおのずと制約されざるを得なかった。

ところで、3月革命期に着手された地方自治体制の整備は、「反動期」には後退していたが、「新時代」以降なかならず60年代になって再び論議の対象となった。それはプロイセン固有の錯綜した地方制度のうちに集権的な官僚支配の継続と助長を促す要因が含まれていたからである。もとよりこの地方レベルにおける初等学校の管理体制再編の問題は、プロイセン政府にとってはむろんのこと、進歩党、名望家階層ならびに民衆学校の教師たちにとっても、自己の存立にかかわる緊急な課題であり、関心事であった。

そこでまず、基礎的な地方自治団体としてのゲマインデにおける管理体制にかかわる問題状況の打開をめぐる、議会でなされた論議がとりあげられる。ここでは1862年の文相ベートマン＝ホルヴェークの教育法案と、進歩党ならびにディースターヴェークの与する1862年・63年の文教委員会の報告、とりわけこの報告の基調をなす諸請願がそのための検討対象として提示される。

ここにいうベートマン＝ホルヴェークの教育法案は、その主眼を初等学校の設立・維持と運営体制との領域においていた。すなわち、財政的理由による学校共同体制度の廃棄と政治的ゲマインデによる肩代り、宗派学校の可及的促進、授業料無償規定の削除、学校行政への名望家層の参加（「国家的事務」の授権による学校の管理運営）、郡レベルでの自治機能の創出としての郡学校委員会の創設などがその主要なものである。当局のこうした施策志向に対し、衆議院文教委員会には、教育法関係、初等学校の設立・維持、初等学校教師の待遇・地位などに関する請願が、62年と63年のうちに62件も提出されている。それも

たいてい数10人ないし数100人の署名が添えられている。著者はそのうち、教師の任用、学校監督機構、郡視学・上級学校の監督に関する請願をとりあげるが、それらはいずれも自由主義的な見地からの待遇改善、教会後見からの学校の解放、教師養成の改善、自治の承認、教育専門家による学校監督、官僚主義的な集権体制の打破を求めるもので、ディースターヴェークの改革志向と同じものと認められる。

初等学校教師層の宿題ともいべきこれらの請願は、文教委員会で承認され、1863年の衆議院本会議に上程される。ディースターヴェークの8年間の議員生活において、この委員会の提議に関する彼の賛成演説は、彼の議会活動の最後を飾るにふさわしいものであったと言われている。その支持発言を、著者は端的に次の3点にしぼり、そこにディースターヴェークの改革構想の核心を見いだしている。すなわち、第1は官僚主義的な学校行政の制限であり、第2は聖職者の影響の制限もしくは除去であり、そして第3は、自治の原則にもとづくゲマインデの学校に対する影響の強化である。

この提議は、結局、監督機構に関してひとつの修正案が提出され、ゲマインデの選挙によって選ばれた委員をもって監督と行政を行なう学校理事会の設置が付加されて、原案どおり採択された。これによってなるほど自治の原則は基本的に支持された。しかし民衆を政策決定の過程の圏外におく3級選挙制を所与のものとした50年憲法の枠組みのなかでは、ゲマインデ体制の内部も結局は地方名望家支配の機構として組み立てられるのである。こうした意味からディースターヴェークにとっては、父母・住民の平等な参加と決定という「民衆の要素」にもとづく教育管理形態についての立論が、今後の改革構想の主題となっていくのである。

次に、ディースターヴェークが名望家政治体制の枠内での対応から離れて、自己の確信である「自由な国の自由な学校」を提唱し、名望家支配体制の克服を意図する彼の理念的な改革構想とその固有な性格とが明示される。ここにいう「自由な国」とは、ゲマインデのレベルにおける自由な個人の主体的・自治的な活動の保障を前提にして、その活動組織の有機的な統合を図る民主的な国家体制を意味する。そこでは統一と多様性、適法と自由がともに配慮される。したがって、一般的な学校法規は国家の管掌下におかれ、学校の自主的管理は学校共同体がこれを行ない、専門的な教育実践は教師がこれを分掌し、国家によって任命された教育専門家としての視学が指導・助言を行なう、という教育管理・指導体制の基本構図が描かれる。ここにディースターヴェークの「自由な学校」が想定されている。

著者によれば、なるほど学校共同体の再生を意図するディースターヴェークのこうした立論は、体系化されることなく、未完の理念的表明にとどまった。しかしそれは、父母・

住民の平等な参加という「民衆的要素」に貫かれ、名望家政治体制下の学校統治構造そのものに対するアンチテーゼの意味をもっていた。それだけにまた彼の構想は、デルプフェルトの改革構想とも異なり、次にあげるグナイストの、名望家層による国家的事務(教育)への協賛の論理、すなわち、国家機能の委任としての自治(公権的自治)にもとづく改革の提案とも異なって、ビスマルク・レジームにおける国民教育体制の形成に対する抵抗原理として、「下からの」改造運動の理念を提供するものであった。

そして最後に、プロイセンの教育政策に対抗するディースターヴェークの改革構想との対比において、与党的な立場に立つグナイストの政策構想(1869年)がとりあげられる。これは、ベートマン=ホルヴェークの教育法案の延長線上にあってその主旨を理論づけるものであり、本質的には名望家層の役割を国家的事務としての「教育」の管理機構刷新に凝集させることによって、プロイセン固有の名望家支配体制の整備と補強を図るものとみなされる。

終章では、上記の3章にわたって論述された3月革命以降の初等学校をめぐる政策過程の特質と、ディースターヴェークの改革構想の意義と役割があらためて総括され、これまでの考察から導かれた主要な論点が整理されている。

論文審査結果の要旨

以上のように本論文は、3月革命以降の初等学校をめぐる支配の論理と抵抗の論理を、プロイセンの集権的官僚主義的な教育政策とこれに対応するディースターヴェークの改革構想との対比において究明しようとしたものであって、その意図はおおむね達成されているといえる。しかも、これまでのプロイセン教育政策史の研究においても、またディースターヴェーク研究においても、ほとんど明らかにされていなかった、いわば空白部分ともいべき初等学校をめぐる諸問題に視点を集中し、それに新しい知見を加えたことは高く評価される。とくに研究資料の面で、これまであまり利用されなかったプロイセン下院(衆議院)の審議速記録や記録文集を仔細に分析し、新しい角度から問題状況を掘り起こして、プロイセン名望家の支配体制とディースターヴェークの学校共同体構想との特質を解明したことは、本論文のとりわけ独創的な成果であるといえる。

しかし、ここには若干の検討すべき問題が残されている。たとえば、①これまで等閑視されてきた問題領域の補完に関する精細な論述に比べ、そこに展開されているプロイセン名望家の支配体制やディースターヴェークの学校共同体理論のドイツ教育制度史に占める位置ならびにそこで果たす役割が、必ずしも明瞭に指摘されていないこと。②ディースターヴェーク

クの改革志向は、その著『教育学的意図と当為』（1857年）でも理解できるように、単に法制的・制度的な改革に限られてはいない。教師や父母・住民の心情に訴える、いわばドイツ的な内的改革への志向も、併せ考察される必要があること。さらに、③論述の仕方についていえば、単にアンチテーゼとしての対抗的・対決的な志向が強調されているが、アンチテーゼそのものはむしろ進歩・発展の証左ではない。ディースターヴェーク自身が思索と実践において、絶えず統合を意図する全体観の持主であっただけに、彼にかかわる問題の一面的な考察は、つとめて回避されねばならないこと、などが指摘されよう。これらの問題についての考察は著者の今後の研究に期待されるところである。

しかし、すでに述べたように、本論文がディースターヴェーク研究にも、またプロイセン教育政策史の研究にも、新しい視角から多くの独創的な知見を加えた意義は高く評価される。よって、教育学博士の学位を授与するに相当であると認定する。